

鹿屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

命 原 拓 男

鹿屋市条例第 6 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第17号

鹿屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

鹿屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

鹿屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年鹿屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下同じ」を「以下同じ。」に改める。

第9条（見出しを含む。）並びに第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第19条第2項中「市の指導」を「市からの指導」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」を「事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の規定を整備したいので、本案を提出するものである。